

四 半 期 報 告 書

(第65期第1四半期)

自 平成28年1月1日

至 平成28年3月31日

ダイトエレクトロン株式会社

(E02898)

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	1
第2 事業の状況	
1. 事業等のリスク	2
2. 経営上の重要な契約等	2
3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8
2. 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1. 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	
四半期連結損益計算書	
第1 四半期連結累計期間	11
四半期連結包括利益計算書	
第1 四半期連結累計期間	12
2. その他	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報	16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年5月13日
【四半期会計期間】	第65期第1四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	ダイトエレクトロン株式会社
【英訳名】	Daito Electron Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前 績行
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
【電話番号】	06（6399）5041（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理本部長 毛利 肇
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
【電話番号】	06（6399）5041（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理本部長 毛利 肇
【縦覧に供する場所】	ダイトエレクトロン株式会社 東京本部 （東京都千代田区麴町三丁目6番地） ダイトエレクトロン株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目10番22号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第1四半期連結 累計期間	第65期 第1四半期連結 累計期間	第64期
会計期間	自平成27年1月1日 至平成27年3月31日	自平成28年1月1日 至平成28年3月31日	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日
売上高 (千円)	11,598,872	11,040,241	43,214,024
経常利益 (千円)	562,278	485,842	1,537,053
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (千円)	391,822	261,015	1,131,681
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	470,229	120,247	1,185,430
純資産額 (千円)	12,465,312	13,021,881	13,179,967
総資産額 (千円)	30,030,555	30,321,592	28,681,982
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	35.28	23.51	101.91
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.5	42.9	45.9

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年2月5日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社であるダイترونテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の2社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

また、商号変更などを含む定款の一部変更に関する議案を平成28年3月30日開催の第64期定時株主総会に付議し、承認可決されました。

なお、当社は合併後、「ダイトエレクトロン株式会社」から「ダイترون株式会社」に商号を変更する予定であります。

(1) 合併の目的

当社は、製造装置の製造を手掛けるダイترونテクノロジー株式会社と電子機器及び部品の製造を手掛けるダイトデンソー株式会社を子会社として傘下に置き、機能別分社経営による「製販一体路線」を推し進めてまいりましたが、この「製販一体路線」をさらに強化するため、ダイترونテクノロジー株式会社、ダイトデンソー株式会社の2社を当社に吸収合併することといたしました。

この合併により、当社グループはこれまで培った「製販一体路線」から、さらに提案力の高い「製販融合路線」へと推し進めるべく、当社を含めた3社の情報、技術、ノウハウなどの経営資源を融合し活性化することにより、新たな分野の開拓を図ってまいります。

(2) 合併期日（効力発生日）

平成29年1月1日（予定）

(3) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ダイترونテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社は解散いたします。

(4) 合併に係る割当の内容

当社は、ダイترونテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

(5) 引継資産・負債の状況

当社は、吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社であるダイترونテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の全ての資産・負債、権利及び義務を継承いたします。

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

名称	ダイترون株式会社（平成29年1月1日付で「ダイトエレクトロン株式会社」から商号変更予定）
資本金	2,200,708千円
事業内容	電子機器及び部品の設計・製作及び販売、輸出入業務 製造装置の開発・製造及び販売、輸出入業務

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融緩和策の効果が一部では見られるものの、外国為替の変動や株価の低迷などを受けて、個人消費が停滞していることや企業活動における生産並びに設備投資に慎重な姿勢が見られることなどから、弱含みの状況が続いております。

また、世界経済におきましても、中国経済の成長鈍化や米国経済の回復に対する下振れリスクなどから停滞感が強まっており、先行きにつきましては不透明な状況となっております。

当社グループの属しておりますエレクトロニクス業界におきましては、自動車搭載用の電子機器関連分野の生産が好調に推移していることや産業用ロボット分野の生産拡大に伴い、電子機器及び部品の販売が伸長しております。

このような状況下、当社グループは、従来市場に加え自動車関連分野や航空機関連分野等、より幅広い分野に向けた当社グループの技術力を結集した製品の開発・生産体制を強化することを目的に、愛知県一宮市に新たに土地を取得し新工場の建設（平成28年11月完成予定）に着手いたしました。

また、当社グループがこれまで培った「製販一体路線」を更に提案力の高い「製販融合路線」へと推し進めるべく、平成29年1月1日付（予定）で製造子会社2社を吸収合併するとともに商号をダイترون株式会社へと変更し、当社を含めた3社の情報、技術、ノウハウなどの経営資源を融合し活性化することにより、新たな分野の開拓を図って行くことといたしました。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、ほぼ計画通りに推移しているものの、前第1四半期連結累計期間において高額な設備の売上があった反動から、売上、利益共に前年実績を下回ることとなりました。

この結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は11,040百万円（前年同期比4.8%減）、営業利益は510百万円（前年同期比11.0%減）、経常利益は485百万円（前年同期比13.6%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は261百万円（前年同期比33.4%減）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

国内販売会社

当セグメントにつきましては、「エンベデッドシステム」「画像関連機器・部品」並びに製造装置全般におきまして好調に推移いたしましたが、前第1四半期連結累計期間において高額な「半導体・FPD製造装置」の売上があった反動から、売上、利益共に前年同期の実績を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は9,329百万円（前年同期比6.5%減）、セグメント利益（営業利益）は117百万円（前年同期比58.3%減）となりました。

国内製造会社

当セグメントにつきましては、製造装置を手掛けるダイترونテクノロジー株式会社は、通信関連機器向け半導体製造装置の需要増加に伴い国内及び中国市場を中心に加工・検査装置等の販売が伸長したことから、売上、利益共に前年同期の実績を大きく上回りました。また、電子機器及び部品を手掛けるダイデンソー株式会社は、航空宇宙・防衛分野におけるハーネスが好調に推移したことや、産業機器分野におけるハーネス及び船舶海洋分野向け特殊コネクタが好調に推移したことから、売上、利益共に前年同期の実績を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は699百万円（前年同期比36.8%増）となりましたが、国内販売会社を通じて販売する比率が高く、セグメント間の内部売上を含めた合計は2,321百万円（前年同期比24.1%増）となりました。また、セグメント利益（営業利益）は343百万円（前年同期比80.6%増）となりました。

海外子会社

当セグメントにつきましては、北米及びタイにおいて「電子部品製造装置」「半導体製造装置」の販売が伸長し増収となりましたが、その他のアジア地域においては「電子部品&アセンブリ商品」「電源機器」及び「画像機器」の販売が減少し減収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は1,011百万円（前年同期比8.4%減）、セグメント利益（営業利益）は46百万円（前年同期比40.2%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社となる会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益については株主共同の利益の実現に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいておりますステークホルダーとの信頼関係を築き、当社の企業価値及び会社の利益については株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び会社の利益については株主共同の利益を著しく害するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益については株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記 2 の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益については株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、この取組みは、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「ダイトロンスピリッツ」と称して、創業の精神、行動規範、経営理念を制定し、株主満足・顧客満足・仕入先満足・従業員満足の 4 つの視点を経営方針として定めると共に、法令遵守や社会貢献への取組みを企業の基本姿勢として提示しております。

また、平成26年を初年度とする「第8次三カ年経営計画（平成26年～平成28年）」を策定し、第6次及び第7次の三カ年経営計画において定めた次の 2 つの経営指針「Coordinator for the NEXT」「量より質を求める経営」をグループ・ステートメントとして定めております。

2. 企業価値の源泉

当社グループは、メーカーを有する「技術商社」としてマーケティング力と物流サービス力に、商品・サービスの高付加価値化と収益力の向上につながる「メーカー機能」を主軸とした『製販一体』を追求し、ここに付加価値を見出していくことが当社の最も基本的な戦略であります。

- ① 製販一体路線のグループ編成
- ② 技術商社としての先見性とマーケティング力
- ③ 業界トップクラスの物流サービス機能
- ④ 優良な顧客資産と豊富な口座数

これらの強みを活かすことにより、顧客ニーズを的確に具現化し、付加価値とコスト競争力の高い商品・サービスの提供を可能にしております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループは、経済のグローバル化が進み企業を取り巻く経営環境が著しく変化する中、企業が持続的に発展し、「企業価値の最大化」を常に追求していくことが社会の健全な発展に寄与し、社会的責任を果たすものと考えております。そのために必要不可欠となる法令遵守はもとより、企業倫理、地球環境、社会貢献等を含んだ経営理念を制定しております。この経営理念を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要課題であると認識し、平成28年3月31日提出の第64期有価証券報告書の「第4 提出会社の状況」の「6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」に記載のとおりの方針を実施しております。

4. ステークホルダーからの信頼を得るための取組み

当社グループは、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、コンプライアンス、リスク管理、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動等 CSR（企業の社会的責任）活動の更なる充実・強化に努めてまいります。

III 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社としては、当社株券等に対する大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉すると共に、当社の株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成26年2月6日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的内容を決定し、平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、更新いたしました。なお、当社は、平成23年3月30日開催の第59期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入していたものであり、本プランは、旧プランの有効期間満了に伴い、これを更新したものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めると共に、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります（なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitron.co.jp/index.html>）で公表している平成26年2月6日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

1. 本プランの発動に係る手続

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めております。

2. 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者に対して所定の手続に従うことを要請すると共に、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

3. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

4. 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、取締役会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）等の要件等を完全に充足していること
2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
3. 株主意思を重視するものであること
4. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
5. 対抗措置に係る合理的な客観的要件の設定
6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は37百万円であり、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,155,979	11,155,979	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は100 株であります。
計	11,155,979	11,155,979	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年1月1日～ 平成28年3月31日	—	11,155,979	—	2,200,708	—	2,482,896

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 51,800	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,094,400	110,944	同上
単元未満株式	普通株式 9,779	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	11,155,979	—	—
総株主の議決権	—	110,944	—

（注）上記「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が900株含まれております。
なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数9個が含まれております。

②【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 （%）
（自己保有株式） ダイトエレクトロン株式会社	大阪市淀川区宮原 四丁目6番11号	51,800	—	51,800	0.46
計	—	51,800	—	51,800	0.46

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,281,111	6,915,333
受取手形及び売掛金	11,182,946	11,720,933
電子記録債権	2,387,438	2,381,444
商品及び製品	1,604,495	1,775,867
仕掛品	1,383,590	1,214,053
原材料	339,710	282,837
その他	482,711	781,991
貸倒引当金	△3,820	△2,621
流動資産合計	23,658,183	25,069,839
固定資産		
有形固定資産	3,172,584	3,517,807
無形固定資産	81,866	82,741
投資その他の資産		
その他	1,836,422	1,717,837
貸倒引当金	△67,074	△66,632
投資その他の資産合計	1,769,348	1,651,204
固定資産合計	5,023,798	5,251,753
資産合計	28,681,982	30,321,592
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,701,389	6,884,502
電子記録債務	3,530,209	3,396,096
短期借入金	100,000	1,040,000
1年内返済予定の長期借入金	66,660	206,656
未払法人税等	291,006	252,888
賞与引当金	57,095	399,304
その他の引当金	39,845	50,852
その他	1,518,852	1,307,624
流動負債合計	12,305,058	13,537,924
固定負債		
長期借入金	838,905	1,378,911
退職給付に係る負債	2,215,662	2,251,407
資産除去債務	48,292	48,476
その他	94,096	82,990
固定負債合計	3,196,956	3,761,785
負債合計	15,502,014	17,299,710
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,200,708	2,200,708
資本剰余金	2,482,896	2,482,896
利益剰余金	8,242,070	8,225,482
自己株式	△19,882	△20,611
株主資本合計	12,905,793	12,888,475
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	422,229	316,007
繰延ヘッジ損益	△1,176	2,259
為替換算調整勘定	6,194	△36,324
退職給付に係る調整累計額	△156,439	△151,902
その他の包括利益累計額合計	270,807	130,039
非支配株主持分	3,366	3,366
純資産合計	13,179,967	13,021,881
負債純資産合計	28,681,982	30,321,592

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)
売上高	11,598,872	11,040,241
売上原価	9,107,978	8,546,666
売上総利益	2,490,893	2,493,574
販売費及び一般管理費	1,917,557	1,983,531
営業利益	573,336	510,043
営業外収益		
受取利息	1,551	907
受取配当金	896	935
保険配当金	11,909	13,029
雑収入	5,843	4,852
営業外収益合計	20,201	19,725
営業外費用		
支払利息	4,704	6,143
手形売却損	1,083	841
為替差損	21,583	32,835
雑損失	3,886	4,105
営業外費用合計	31,259	43,926
経常利益	562,278	485,842
特別利益		
固定資産売却益	177	305
特別利益合計	177	305
特別損失		
固定資産除売却損	46	1
特別損失合計	46	1
税金等調整前四半期純利益	562,409	486,147
法人税、住民税及び事業税	285,428	311,751
法人税等調整額	△114,841	△86,619
法人税等合計	170,587	225,131
四半期純利益	391,822	261,015
親会社株主に帰属する四半期純利益	391,822	261,015

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)
四半期純利益	391,822	261,015
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	79,193	△106,221
繰延ヘッジ損益	4,940	3,436
為替換算調整勘定	20,825	△42,519
退職給付に係る調整額	△26,552	4,537
その他の包括利益合計	78,406	△140,767
四半期包括利益	470,229	120,247
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	470,229	120,247
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」といいます。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」といいます。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」といいます。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から、法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
受取手形割引高	234,670千円	48,793千円

2 譲渡済手形債権支払留保額

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
譲渡済手形債権支払留保額	69,789千円	61,764千円
受取手形債権流動化による譲渡高	422,412	397,100

(注) 譲渡済手形債権支払留保額は、債権流動化による受取手形の譲渡高のうち遡及義務として支払留保されているものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
減価償却費	56,792千円	50,484千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	166,571	15	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成28年1月1日至平成28年3月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	277,604	25	平成27年12月31日	平成28年3月31日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内販売会社	国内製造会社	海外子会社	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,983,351	511,065	1,104,454	11,598,872	—	11,598,872
セグメント間の内部 売上高又は振替高	349,985	1,359,601	48,604	1,758,191	△1,758,191	—
計	10,333,337	1,870,666	1,153,059	13,357,063	△1,758,191	11,598,872
セグメント利益	280,826	190,081	78,342	549,251	24,084	573,336

(注) 1. セグメント利益の調整額24,084千円には、セグメント間取引消去38,098千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△14,014千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内販売会社	国内製造会社	海外子会社	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,329,723	699,299	1,011,217	11,040,241	—	11,040,241
セグメント間の内部 売上高又は振替高	284,318	1,622,131	24,539	1,930,988	△1,930,988	—
計	9,614,041	2,321,431	1,035,756	12,971,230	△1,930,988	11,040,241
セグメント利益	117,116	343,341	46,848	507,306	2,737	510,043

(注) 1. セグメント利益の調整額2,737千円には、セグメント間取引消去13,595千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△10,858千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	35円28銭	23円51銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	391,822	261,015
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	391,822	261,015
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,104	11,103

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

ダイトエレクトロン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増村 正之 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイトエレクトロン株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイトエレクトロン株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。